

危害予防規程等の見直しに係る書面投票について(コメント付賛成への対応について)

資料 34  
 (第2期 第4回)  
 高圧ガス規格委員会  
 平成21年12月22日

No.	委員名	コメント付賛成のコメント内容	事務局対応等
1	渡辺委員	第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針: 8. 5. 2 工事の責任者の項で、従来の「監督者の監督」から「責任者の監督」に変更されています。しかし、12. 1では「各々の監督者」及びP29の10. に「監督者」があり、これらの整合性が必要だと思えます。	8. 5. 2 を、以下のとおり現行に戻すこととします。 8. 5. 2 工事の責任者及び監督者 工事を実施する場合は、保安に関する責任者を定め、かつ、監督者の監視の下に実施する。
2	渡辺委員	第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針: 附属書B 関連図表に「公害管理規程」とありますが、現状での見直しですら「環境管理規程」が望ましいと考えます。	「環境管理規程」とします。 なお、保安教育計画の指針 附属書Aの関連図表も同様に改めます。
3	渡辺委員	第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針: 解説P30 「手法の比較表」が、新たに掲載されました。字句は、貴協会のテキスト(高圧ガス保安技術)のとおりです。しかし、テキストでは、「それぞれ特徴を持っているので、目的によって使い分けた方が良い」=比較表となりますが、ここは、解析手法の説明ですから、「比較」ではなく「概要」の方が望ましいと考えます。	P29 「解説表1に代表的手法について、その比較を示す。」 を 「解説表1に代表的手法について、その概要を示す。」に改めます。 P30 「解説表1ーシステム工学的手法の比較」 を 「解説表1ーシステム工学的手法の概要」に改めます。

No.	委員名	コメント付賛成のコメント内容	事務局対応等
4	堀口委員	<p>第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者用保安教育の指針：</p> <p>6. 2. 8項不活性ガスに関する記述で、純粋に不活性なものとの表現がありますが、キセノンフッ化物等種々の化合物が知られており、高圧ガス甲種テキスト126頁にも記載されていますので、この記述は削除すべきと考えます。</p> <p>また、同項で「ある使用条件下では不活性と考えてよいもの」との記述がありますが、文章全体から判断すると「燃焼爆発に関与しないと考えるよいもの」などの表現が良いと思います。これも甲種テキストの記載に合わせたものです。</p>	<p>6. 2. 8を、以下のとおり改めることとします。</p> <p>6. 2. 8 不活性ガス  法ではヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(可燃性のものを除く。)を不活性ガスとしている。これらは燃焼反応にほとんど関与しないと考えられ、窒素や二酸化炭素は爆発防止や消火にも利用されている。爆発防止や消火に利用することができる。不活性ガスを取り扱う上での一般的注意事項としては、  a) 酸素欠乏に対する注意(酸素欠乏症等防止規則〔昭和47年労働省令第42号〕参照)が必要である。  b) 低温液化ガスの場合は、6.2.11の注意事項を参照のこと。</p>
5	堀口委員	<p>全般：</p> <p>事故と災害の定義が保安課の事故措置マニュアルと明らかに異なります。もう少し整合性の良い表現にはいかがでしょうか。</p>	<p>高圧ガス保安法事故措置マニュアルにおける事故の定義、分類等は、事故が発生した場合の国や都道府県の対応等に主眼を置いたものであり、事業者側の視点に立ったものではないともいえます。</p> <p>一方、指針に示す定義は、事業所が行う保安管理・確保の視点に立って、簡潔にまとめたものであり、これまで指針に記述してきた内容です。</p> <p>従いまして、原案のままとしたいと考えます。</p>